平成２１年（フ）第８３号
三重県桑名市東矢田町26番地１
破産者　山中　政人
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
三重県いなべ市大安町大井田2279番地９
破産者　株式会社フォレスト
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第４８９２号
大阪府高槻市安満西の町１番５号
破産者　磐手工業株式会社
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６０２号
大阪市西成区千本南１丁目16番３号
破産者　有限会社伸栄住建
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３００８号
大阪市平野区長吉長原４丁目16番11号
破産者　有限会社利美製本紙工
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１１７号
大阪市福島区吉野２丁目２番６号
破産者　有限会社原塾
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５８４号
兵庫県神戸市垂水区松風台１丁目12番22号
破産者　株式会社アクアプラス
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５２号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目19番２号
破産者　有限会社若松正徳建築研究所
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８９５号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目55番地１
破産者　株式会社アイ・ジェット
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１２２号
兵庫県尼崎市丸島町５番地
破産者　千代田プレス株式会社
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１４１号
北九州市小倉北区清水３丁目10番25号
破産者　株式会社ファミリア
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第９０１号
熊本県宇城市松橋町豊崎2034番地の８
破産者　有限会社田上設備
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５２６号
函館市日吉町４丁目９番11号
破産者　亡渋川政昭相続財産
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２５４号
茨城県ひたちなか市部田野2995番地の４
破産者　浜屋木材株式会社
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第７３２号
新潟市西区平島１丁目13番地６
破産者　緑物産株式会社
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１８号
岐阜県美濃市124番地の３、主たる事務所岐阜県各務原市前渡北町３丁目32番地
破産者　中部技研建設有限会社
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５２０号
岐阜県関市下有知3334番地５
破産者　河野　正元
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３５０号
静岡県磐田市宮之一色86番地
破産者　セーフティーメタル株式会社
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
三重県津市白山町南出163番地１
破産者　大西真昌史
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第６３７号
和歌山県海南市日方970番地の８
破産者　有限会社木路漆器店
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２号
松江市佐草町字外山213番地１
破産者　有限会社今岡商事
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０４号
島根県仁多郡奥出雲町横田1016番地２
破産者　有限会社エンドー被服縫製
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２２号
島根県仁多郡奥出雲町中村2043番地
破産者　遠藤　武子
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部